組合員の皆様へお知らせ

購買代金供給停止の見直しについて

ＪＡ経営基盤の確立・強化に向けた取り組みとして、購買代金取扱要領を改正し、貸倒引当金の減少に努めます。

【見直しの内容】

購買代金取扱要領の改正により現在、６ヶ月以上延滞した場合に未収金での購買品供給が停止となっていますが、第１回目の決済日より３回延滞した場合に未収金での購買品供給停止となります。

施行日：令和８年１０月１日（令和８年７月決済分より３回延滞）
・第１回目の決済日から３回延滞した日の翌月の第１営業日より

※ガス供給案件は除く